

浦安市 自治会法人化の手引き

令和3年 11 月 浦安市 地域振興課

～目次～

第1章. 自治会の法人化について

1. 背景・目的	1
2. 法人化のメリット	2
3. 法人格の種類	2

第2章. 地縁団体の認可について

1. 地縁団体とは	4
2. 認可地縁団体とは	4
3. 申請できる団体	4
4. 認可の要件	5
5. 認可審査事務の流れ	6
6. 認可申請に必要な書類	8
7. 認可について	9
8. 認可告示後の手続き等	9
9. 認可地縁団体に係る税金	11
10. 認可後の地縁団体	12
11. 認可の取り消しと解散	14
12. 認可地縁団体Q & A	14

第3章. 参考資料

- 浦安市地縁団体認可事務処理要領
- 浦安市地縁団体認可事務処理要領逐条解説
- 認可地縁団体規約（例）
- 認可地縁団体規約（例）解説
- 浦安市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例
- 浦安市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例逐条解説
- 浦安市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則
- 地方自治法抜粋
- 地方自治法施行規則抜粋

第 1 章. 自治会の法人化について

1. 背景・目的

地域コミュニティの中核をなす自治会は、一定の区域内に住んでいることが縁で形成される団体であり、様々な地域活動を通して、住民相互の親睦を深め、防災・防犯など地域の課題解決、地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの醸成に大きく寄与しており、地域住民と行政とを結ぶ基礎的な組織として必要不可欠な存在となっています。

しかし、近年、ライフスタイルや価値観の多様化など、様々な要因により本市の自治会への加入世帯数及び加入率は、減少傾向で推移しています。また、加入者の高齢化も進んでおり、今後、ますます地域活動の担い手が不足していくことで、高齢者の見守りや災害時の支援、地域での子育て、行政との連絡調整など地域コミュニティの機能が弱まることが懸念されます。

今後、少子高齢化が進展し人口構造が変化していく中で、地域が抱える課題が多様化・複雑化し、行政のみの力で解決することがこれまで以上に困難になるなか、自治会が地域の課題を協議し、また、解決に向けた取り組みを行い、自立した組織となるよう時代や地域性に合った組織のあり方を検討していく必要があります。

この手引きでは、自治会が多様化する地域課題に対して、地域で必要な施策を考え、解決に向けた活動を行うために法律行為（契約、財産の取得管理など）が必要となった際に、法律上の人格（法人格）を取得するための方法などを掲載しています。

2. 法人化のメリット

自治会が法人化することで、一般的に以下のようなメリットがあるとされています。

- 個人の財産と団体の財産を明確に区分することができる。
- 様々な法律行為（契約、財産の取得管理など）を団体名義で行うことができる。
- 事業に必要な資産を団体名義で取得できるため、事業の幅が広がり、資産の管理リスクや相続の問題なども回避できる。
- 代表者や役員個人の事業に伴う責任を軽減することができ、不安が軽減されることで人材の確保がし易くなる。
- 事業の継続性が高まり、地域活動が促進される。

3. 法人格の種類

自治会のような地域団体の活動は多種多様です。また、法人格の種類も様々なものがありますが、それぞれが目的をもって制度化されたものなので、団体の目的や活動内容によって最適な法人格を選ぶ必要があります。

以下は、地域団体として活用されている代表的な法人格の種類と特徴になります。

	認可地縁団体	一般社団法人	NPO法人	認定NPO法人	株式会社	合同会社
目的・事業	地域的な共同活動を行うこと	目的や事業に制約はない	特定非営利活動（20分野）		定款に掲げる事業による営利追求	
主な設立要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域的な共同活動を目的とし実施していること。 ・区域が客観的に定められていること。 ・区域内の住民が構成員となれること。 	社員2人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。 ・営利を目的としないものであること。 ・社員の資格の得喪に不当な条件がないこと。 ・社員10人以上であること。 		資本の提供	資本の提供

	認可地縁団体	一般社団法人	NPO法人	認定NPO法人	株式会社	合同会社
設立方法	市長が認可	公証人役場での定款認証後に登記して設立	所轄庁の認証後に登記して設立	NPO法人を所轄庁が認定	公証人役場での定款認証後に登記して設立	定款作成後に登記して設立
所轄窓口	浦安市 地域振興課	千葉地方法務局 市川支局	千葉県 県民生活・文化課		千葉地方法務局 市川支局	
設立に要する費用	不要(証明書等の発行手数料は除く)	定款認証の手数料、登録免許税	不要		定款認証の手数料、登録免許税	登録免許税
課税	収益事業にかかる所得のみ	全所得	収益事業にかかる所得のみ		全所得	
剰余金の分配	できない	できない	できない	できない	できる	できる

出典：「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化」（平成28年4月：内閣地方創生推進事務局）、内閣府NPOHP、国税庁HP（No.5759 法人税）、法務局HP（商業・法人登記の項）を基に浦安市地域振興課が作成

※詳しい法人の設立方法などは、各所轄窓口へお問い合わせください。

収益事業とは・・・

次の34の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

（法人税法第3条15項、法人税法施行令第5条 令和2年3月現在）

1. 物品販売業	8. 運送業	15. 旅館業	22. 土石採取業	29. 医療保健業
2. 不動産販売業	9. 倉庫業	16. 料理店業その他の飲食店業	23. 浴場業	30. 技芸教授業
3. 金銭貸付業	10. 請負業	17. 周旋業	24. 理容業	31. 駐車場業
4. 物品貸付業	11. 印刷業	18. 代理業	25. 美容業	32. 信用保証業
5. 不動産貸付業	12. 出版業	19. 仲立業	26. 興行業	33. 無体財産権の提供等を行う事業
6. 製造業	13. 写真業	20. 問屋業	27. 遊技所業	34. 労働者派遣業
7. 通信業	14. 席貸業	21. 鉱業	28. 遊覧所業	

第 2 章. 地縁団体の認可について

様々な法人格の中でも、認可地縁団体は、自治会などの地縁による団体にのみ認められた制度です。

認可地縁団体としての法人格の取得にあたっては登記の必要がなく、市長の認可・告示により第三者への対抗要件とすることができる特殊な形態となっています。

この章では認可地縁団体として認可を受けるための手続き方法について解説します。

1. 地縁団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第 260 条の 2 第 1 項）をいいます。自治会や町内会などがこれにあたるといえます。

2. 認可地縁団体とは

かつて、自治会などには法人格が認められていなかったため、自治会などで所有する集会所等の不動産登記名義は、当該団体の代表者個人又は役員の共有名義でした。このことにより、当該名義人の死亡による相続問題などが生じていました。

このような問題に対処するため、平成 3 年に地方自治法が改正され、一定の手続きにより自治会等が法人格を取得することにより、団体名で不動産等の登記ができるようになりました。

また、自治会が法人格を取得しても、従来と同様、住民が自主的に活動する組織（団体）であり、浦安市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

3. 認可申請できる団体

認可申請できる団体とは一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体、いわゆる自治会や町内会です。以下のような団体は対象となりませんのでご注意ください。

対象とならない団体

- 特定の目的の活動だけを行う団体
(同好会やスポーツ・環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体など)
- 構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体
(老人会や子ども会(年齢の制限)、婦人会(性別の制限)など)
- 代表者が数人いる団体
(数人の役員が各自代表権を有する団体など)
- 自治会の連合組織の地縁による団体
(連合会、協議会など)

4. 認可の要件

次の4つの要件(地方自治法第260条の2第2項)を全て満たしている自治会が認可の対象となります。

(1)その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営など、一般的な自治会活動のことです。「現にその活動を行っている」と認めるには、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。

(2)その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。

(3)その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

構成員になることができる資格は、年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人ということになります。入会の申し込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒むことはできません。また、「相当数の者が現に構成員」とは、一般的にはその区域の住民の過半数を判断基準としています。

(4)規約を定めていること。

規約には、(ア)目的、(イ)名称、(ウ)区域、(エ)主たる事務所の所在地、(オ)

構成員の資格に関する事項、(カ)代表者に関する事項、(キ)会議に関する事項、(ク)資産に関する事項が定められていることが必要です。

また、(ケ)規約の変更に関する事項、(コ)解散に関する事項、(サ)残余財産の処分に関する事項についても定められていることが望ましいです。

5. 認可審査事務の流れ

自治会の作業・事務(事前から申請まで)

法人化の検討

認可要件、書類など、事前に市役所地域振興課へご確認ください。

認可申請に向けた準備

- ・規約の整備や運営、書類の作成等を地域振興課と相談
- ・地縁団体名義にする不動産所有者の把握、地縁団体名義へ変更の同意取得等
- ・区域の確認（区域は地番や区域図等で明確にしておく必要があります。）
- ・構成員名簿の作成
- ・代表者の選任準備

事前協議

総会を開催する前に、要件や書類を市役所地域振興課へ確認してください。

総会・認可申請の決定

既存の規約がある場合は、それに従い総会を開催

【協議事項】

- ・規約の承認
- ・認可申請することの議決
- ・代表者の選出
- ・構成員の確定
- ・保有（予定）資産の確定

【作成資料】

- ・規約
- ・総会議事録
- ・代表者の就任承諾書
- ・構成員名簿
- ・保有（予定）資産目録

本申請

- ・認可申請書（様式第1号）
- ・規約
- ・認可の申請をすることについて、総会で議決したことを証する書類
- ・構成員の名簿
- ・その区域の住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- ・申請者が代表者であることを証する書類

市役所の事務

本審査

事前チェックした項目に加え、議事録の確認をします。

認可の決定

必要書類や要件を確認し、問題がなければ認可を決定します。

認可の告示

自治会を認可したことを告示します。

- ・市の認可により、認可地縁団体となります。（＝法人格を取得）
- ・下記項目の告示により、認可地縁団体としての効力が発生します。

【告示事項】

①名称、②規約で定める目的、③区域、④事務所の所在地、⑤代表者の氏名及び住所、⑥裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者選任の有無、⑦代理人の有無、⑧規約に解散の事由を定めている場合 その事由、⑨認可年月日

台帳への記載



自治会の作業・事務(認可後)

- ・認可地縁団体の印鑑登録（市役所地域振興課）
- ・印鑑登録証明、告示事項証明の取得（市役所地域振興課）
- ・不動産の取得等の登記（千葉地方法務局市川支局）
※不動産を保有している場合
- ・法人の設立申告（市役所市民税課、船橋県税事務所）

6. 認可申請に必要な書類等

認可申請に必要な書類等は以下のとおりです。

また、認可申請を行うことについて、自治会の中でよく話し合ってください。

認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。

必ず事前に地域振興課に相談して下さい。

(1)認可申請書(第1号様式)

申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

(2)規約

規約には、(ア)目的、(イ)名称、(ウ)区域、(エ)主たる事務所の所在地、(オ)構成員の資格に関する事項、(カ)代表者に関する事項、(キ)会議に関する事項、(ク)資産に関する事項を定めてください。

また、(ケ)規約の変更に関する事項、(コ)解散に関する事項、(サ)残余財産の処分に関する事項についても定めていることが望ましいです。

※規約を作成し、総会に諮る前に事前に地域振興課に相談して下さい。

(参考・・・資料編 認可地縁団体規約(例))

(3)認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印があるものでよいとされています。

(4)構成員の名簿

構成員の住所・氏名を記載したもので、その自治会区域内的の住民のうち、過半数の方の名簿が必要です。会員である場合には未成年者の氏名も記入が必要です。

(5)その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類。

(ア)事業報告書、(イ)決算書、(ウ)予算書、(エ)事業計画書等が必要です。

(6)申請者が代表者であることを証する書類

(ア)申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印があるものと、(イ)申請者が代表者となることを受諾した旨の就任承諾等の写しで申請者本人の署名、押印のあるものが必要です。

(7)区域を示した図面

地図等に区域を囲んで表示したものがが必要です。

7. 認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可、告示を行います。市長の告示をもって法人登記にかえることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。（不動産登記については司法書士、法務局等にお問い合わせください。）告示される内容は以下のとおりです。

- (1) 名称
 - (2) 規約に定める目的
 - (3) 区域
 - (4) 主たる事務所
 - (5) 代表者の氏名及び住所
 - (6) 裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - (7) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
 - (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - (9) 認可年月日
 - (10) 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、総務大臣が定める基準を満たすときはその事由
 - (11) 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には当該特例民法法人から継承した財産の種類及び数量
- ※告示された内容に変更があった場合は速やかに地域振興課に届出てください。届出がない場合は告示がされず、第三者に対抗することができません。

8. 認可告示後の手続き等

認可告示後の手続きは以下のとおりです。

(1)認可地縁団体としての印鑑登録(受付:市役所地域振興課)

浦安市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の規定に基づき、不動産登記等に必要な認可地縁団体の代表者の印鑑を登録申請します。

- 印鑑登録できる人
 - ・認可地縁団体の代表者本人
- 印鑑登録に必要なもの
 - ・認可地縁団体印鑑登録申請書
 - ・代表者の個人印(印鑑登録されたもの)
 - ・登録する団体印

※ただし、次に該当する場合は認可地縁団体印鑑の登録はできません。

- ・ 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ・ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・ 印影を鮮明に表しにくいもの

(2)認可地縁団体印鑑登録証明書の交付(受付:市役所地域振興課)

認可地縁団体の印鑑登録証明書は、登録された認可地縁団体印鑑を押印した申請書に基づき交付します。証明書は1通につき300円です。

(3)不動産登記

認可地縁団体の保有資産の表示登記・保存登記には、申請書、原因・証拠の書類及び地縁団体の証明書を添付することになります。

不動産登記手続きについては、司法書士や法務局と協議して下さい。

※地縁団体の証明書が必要な場合は、認可地縁団体告示事項証明書交付請求書により、地域振興課まで請求してください。証明書は1通につき300円です。

(4)告示事項の変更(地方自治法第260条の2第11項、3第2項)

告示された事項に変更があった場合、市長への届出が必要になります。以下の書類を揃えて地域振興課まで提出してください。

特に以下の内容について変更があった場合は速やかに届出てください。

① 代表者が代わったとき

- ・ 告示事項変更届出書（様式第3号）
- ・ 代表者の就任承諾書
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証明する書類
（総会議事録の写しなど）

② 主たる事務所の位置が変わったとき

- ・ 告示事項変更届出書（様式第3号）
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会議事録の写しなど）

※告示された事項に変更があった旨を証明する書類として議事録を提出する場合は、議事録署名人の署名が必要かどうか、自治会規約を確認してください。

(5)法人の設立申告(市役所市民税課、船橋県税事務所)

- ・ 法人等の設立、変更、廃止等に関する申告書（市役所市民税課）
→設立（告示）日から2か月以内に申告が必要
- ・ 法人等の設立等報告書（船橋県税事務所）
→設立（告示）日から1か月以内に届出が必要

法人市民税、法人県民税とも、収益事業を行わない場合には、申請することで減免されます。設立の届出の前に各窓口へ確認してください。（下記参照）

9. 認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体に係る税金については以下のとおりです。詳しくは各問い合わせ先でご確認ください。

			収益事業を行わない	収益事業を行う	問い合わせ先
国税	法人税		非課税	課税	市川税務署 ☎（代表電話） 047-335-4101
	登録免許税		課税	課税	
県税	法人県民税	法人税割	非課税	課税	船橋県税事務所 ☎（代表電話） 047-433-1275
		均等割	課税 ※減免あり	課税	
	法人事業税		非課税	課税	
	不動産取得税		課税 ※減免あり	課税	
			収益事業を行わない	収益事業を行う	問い合わせ先
市税	法人市民税	法人税割	非課税	課税	浦安市役所 市民税課 ☎047-712-6214
		均等割	課税 ※減免あり	課税	
	固定資産税		課税 ※減免あり	課税 ※一部減免あり	浦安市役所 固定資産税課 ☎047-712-6065

※各減免内容、手続き方法については各担当窓口へお問い合わせください

※消費税の課税対象となる場合、地縁団体は消費税法別表3の法人格＝公益社団法人として扱われます。

10. 認可後の地縁団体

＝認可地縁団体の性質＝

認可の有無に関わらず、地縁による団体の根本的な性格は「住民の自発的意思に基づく団体」ですが、認可地縁団体は法人格を取得しているという点で法的位置付けが変わり、権利能力を有することとなります。また、同時に認可を受けた団体として義務が発生します。

＝権利＝

●団体名義での資産登記

不動産をはじめとする資産の登記が可能となります。

これにより、「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」での登記に起因するトラブルを防止することができます。

ただし、登記に費用（登録免許税、司法書士に依頼した場合の報酬等）がかかります。

●団体名義での法律行為

法人格の取得により、目的（地域的な共同活動）の範囲内において、団体名義で 契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。

＝義務＝

●地方自治法の規定による運営・取扱い

認可地縁団体の運営・取扱いについては地方自治法で定められています。

●税関係の手続きと納税義務

認可後に船橋県税事務所、市役所市民税課に法人の設立届を提出することとなります。

また、法人として納税の義務を負います。収益事業を行わない団体は、登録免許税を除き減免となる場合があります。

●変更の手続き

団体の告示事項（代表者や事務所等）、規約が変更になった場合には、市への届出が必要です。それぞれ市の認可、告示により変更内容が対外的に有効となります。

＝地方自治法の規定による運営・取扱い＝

●団体の独立性 【地方自治法第260条の2第6項】

認可により、行政機関の一部となることや市の監督下に置かれることはありません。

- **構成員について** 【地方自治法第260条の2第7項～8項】
正当な理由がない限り、住民の加入を拒むことはできません。
構成員に対する不当な差別的取扱いは禁止されています。
- **政治的中立** 【地方自治法第260条の2第9項】
認可地縁団体を特定政党のために利用することは禁止されています。
- **代表者の行為についての損害賠償責任** 【地方自治法第260条の2第15項】
認可地縁団体は、代表者が職務を行う上で他人に損害を与えてしまった場合、賠償する責任を負います。
- **規約の改正** 【地方自治法第260条の3】
規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに変更することができます。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りではありません。
また、規約の変更は、市町村長の認可を受けなければその効力を生じません。
- **財産目録の作成** 【地方自治法第260条の4】
認可申請時と年度終了時に財産目録を作成し、事務所に備置しなければなりません。
- **代表者について** 【地方自治法第260条の5～法第260条の10】
地縁団体には、1人の代表者を置かなければなりません。
代表者は団体のすべての事務について代表権を有します。ただし、規約・総会の決議に反することはできません。
団体と代表者の利害が相反する場合は、代表権を有しません。
- **構成員名簿の更新** 【地方自治法第260条の4第2項】
構成員名簿を備置し、変更がある場合は更新しなければなりません。
- **総会について** 【地方自治法第260条の13～法第260条の19】
少なくとも年1回は通常総会を開かなければなりません。また、一定数の構成員から請求があった場合には臨時総会を開催しなければなりません。
総会の開催の遅くとも5日前までに、会議の目的を示して周知しなければなりません。
規約で代表者や役員に委任したものを除き、団体の事務にはすべて総会の決議が必要です。構成員の表決権は平等としなければなりません。
団体と特定の構成員との関係を議決する場合には、その構成員は表決権を有しません。

※認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができます。

電磁的方法に該当し得るものとしては、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して当該ディスク等を交付する方法等があります。ただし、総会での決議や規約の改正により、「電磁的方法も可」とする必要があります。

11. 認可の取り消しと解散

(1)取り消し(地方自治法第260条の2第14項)

認可地縁団体が次に掲げる事由になったとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- ・ 認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- ・ 不正な手段により認可を受けたとき

(2)解散(地方自治法第260条の20)

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。解散は民法の規定が準用され、市長に対して届出(市長による解散告示)及び清算に伴う債権申出の公告(官報による公告)手続きが必要です。

- ・ 規約に定めた解散事由の発生
- ・ 破産手続き開始の決定
- ・ 認可の取り消し
- ・ 総会の決議
- ・ 構成員が欠けたこと

12. 認可地縁団体Q&A

Q1. 認可地縁団体になると市の指揮監督下に置かれることになりますか？

A 1. 市は、自治会が認可に必要な要件を充たしているかを確認するにとどまるものであり、認可後も認可前と変わらず、市の下部組織とみなされるようなことはありません。

Q2. 自治会の区域に飛び地があっても認可対象になりますか？

A 2. 飛び地があっても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあれば認可の対象となります。

Q3. 不動産を所有していなくても認可の対象になりますか？

A 3. 令和3年5月の地方自治法改正により、不動産等の保有の有無にかかわらず、認可を受けることができるようになりました。

Q4. 不動産を取得する場合は、法人格の取得は義務になりますか？

A4. 義務ではありません。不動産等に関する権利を自治会名義で保有する必要性を十分に協議して決定してください。

Q5. マンション管理組合は認可の対象となりますか？

A5. マンション管理組合は、その構成員が区分所有者という特定の属性を要することから、認可の対象となりません。

Q6. 個人ではなく、世帯を単位として構成員としている団体は認可の対象となりますか？

A6. 認可地縁団体の構成員は、区域内に居住する「個人」となっているため、世帯を単位として構成員とする場合は、認可の対象となりません。

Q7. 個人を構成員としていても、表決権を世帯1票にできますか？

A7. 会員はそれぞれ1個の表決権を有することとなりますが、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的に地域社会で是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、世帯単位とすることは可能です。

この場合、規約に「所属する世帯の構成員数分を1票」などと定めておくことが必要です。

Q8. 個人を構成員としていても、会費は世帯単位にできますか？

A8. 会費の額、徴収方法等を規約に定めていれば、世帯単位での徴収も可能です。

Q9. 未成年者や外国人を構成員から除外することはできますか？

A9. 地縁による団体の構成員は、区域内に住所を有する自然人たる住民個人であり、年齢、性別、国籍など不合理な理由による制限を加えることはできません。

Q10. 未成年者も必ず加入しなければいけないのか？

A10. 加入はあくまでも本人（法定代理人＝親権者）の意思です。ただし、構成員の対象となる「区域内に住所を有する自然人たる住民個人」には、未成年者も含まれます。

Q11. 未成年者の意思はどのように確認するのか？

A11. 未成年者の表決権の行使については、民法の規定に従って法定代理人（親権者）の同意を要することになります。

Q12. 認可時の要件になっている「住民の相当数」とはどの程度ですか？

A12. 一般的には当該区域の住民の過半数となっています。

Q13. 認可地縁団体が認可を取り消される場合というのは具体的にどのような場合ですか？

A13. 認可時の要件（地方自治法 260 条の 2 第 2 項）のいずれかを欠くこととなったとき、または不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができます。

具体的には次のような場合が考えられます。

- ・ 認可地縁団体がその目的を営利目的、政治目的等に変更したとき。
- ・ 認可地縁団体が相当の期間にわたって活動していないとき。
- ・ 区域内の一部の住民を正当な理由なくその加入を認めていないとき。
- ・ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき。
- ・ 団体の代表者、構成員等が詐欺等不正な手段により認可を受けたことが発覚したとき。

Q14. 神社の祠など、宗教的な色彩の強い財産を保有していても認可の対象になりますか？

A14. 地縁団体は公共団体ではないので、憲法の規定とは関係がなく、また地方自治法においても特段の規定はありませんので、保有資産として認可の対象となります。

Q15. 認可地縁団体となるまでの期間はどのくらいになりますか？

A15. 規約の変更、認可申請の意思決定等は総会の開催が必要となります。また、これまで世帯で管理していた構成員名簿を、個人を構成員とした名簿とするため、市へ申請するまでの準備期間としては、最低でも半年～数年かかることもあるようです。市では申請を受けてから一か月程度で認可します。

第 3 章. 参考資料

- 浦安市地縁団体認可事務処理要領
- 浦安市地縁団体認可事務処理要領逐条解説
- 認可地縁団体規約（例）
- 認可地縁団体規約（例）解説
- 浦安市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例
- 浦安市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例逐条解説
- 浦安市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則

○浦安市地縁団体認可事務処理要領

令和2年2月6日
令和3年11月26日

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2の規定に基づき、町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下「地縁による団体」という。)の認可に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 認可を受けようとする地縁による団体の代表者は、認可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 規約
- (2) 認可の申請をすることについて、総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員の名簿
- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- (5) 申請者が代表者であることを証する書類

(審査)

第3条 市長は、前条の申請を受けたときは、次に掲げる内容に留意して審査を行うものとする。

- (1) 前条第1号の規約には、次に掲げる事項が規定されていること。
 - ア 目的
 - イ 名称
 - ウ 区域
 - エ 主たる事務所の所在地
 - オ 構成員の資格に関する事項
 - カ 代表者に関する事項
 - キ 会議に関する事項
 - ク 資産に関する事項
- (2) 前条第2号の議決をしたことを証する書類とは、議長及び議事録署名人の署名及び押印のある総会の議事録の写しその他総会で認可申請を議決したことを確認できる書類であること。
- (3) 前条第3号の構成員の名簿には、年齢又は性別を問わず地縁による団体のすべての構成員の住所及び氏名のほか、法人等を賛助会員等としている場合には、その法人の所在地、名称及び代表者氏名の記載があること。
- (4) 前条第4号の地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類とは、前年度の事業活動報告書、収支報告書その他具体的に活動の内容がわかるものであること。

- (5) 前条第5号の代表者であることを証する書類とは、代表者を申請者に選任した総会議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名及び押印のあるもの並びに申請者が代表者になることを承諾した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名及び押印のあるものであること。

(認可)

第4条 市長は、第2条の申請があった場合において、当該申請者が法第260条の2第2項各号に掲げる要件を具備しているときには、これを認可しなければならない。

2 市長は、前項の認可をしたときには、認可通知書(様式第2号)により代表者に通知するものとする。

(認可の告示)

第5条 市長は、前条第1項の認可をしたときは、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「規則」という。)第19条第1項第1号に規定する場合に該当する旨を明示したうえで、遅滞なく当該地縁による団体に係る次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- (7) 代理人の有無(代理人がある場合には、その氏名及び住所)
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

(告示事項の変更)

第6条 認可を受けた地縁による団体は、前条の告示事項に変更があったときは、告示事項変更届出書(様式第3号)に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、規則第19条第1項第4号に規定する場合に該当する旨を明示したうえで、遅滞なく当該地縁による団体に係る次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名及び住所
- (4) 告示事項のうち、変更があった事項及びその内容

(解散の告示)

第7条 認可を受けた地縁による団体が解散したときは、破産により解散した場合を除き、解散したことを証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、規則第19条第1項第2号に規定する場合に該当する旨を明示したうえで、遅滞なく当該地縁による団体に係る次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 区域
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 清算人の氏名及び住所
- (5) 解散事由
- (6) 解散年月日

(清算完了の告示)

第8条 前条の地縁による団体が清算の終了をしたときは、清算が終了したことを証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前条の届出を受理したときは、規則第19条第1項第3号に規定する場合に該当する旨を明示したうえで、遅滞なく当該地縁による団体に係る次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 区域
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 清算人の氏名及び住所
- (5) 清算終了年月日

(地縁団体台帳の作成)

第9条 市長は、第5条から前条までに掲げる告示事項を記載した地縁団体台帳(様式第4号)を作成しなければならない。

(告示事項証明書の交付)

第10条 第5条から第8条までの規定により告示した事項の証明書の交付を受けようとする者は、告示事項証明書交付請求書(様式第5号)により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、地縁団体台帳の写しの末尾に原本と相違ない旨を記載した証明書を交付しなければならない。

(規約の変更)

第11条 認可を受けた地縁による団体が、規約を変更しようとするときは、規約変更認可申請書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請し、認可を受けるものとする。

- (1) 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- (2) 規約変更を総会で議決したことを証する書類

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容の審査を行い、要件に該当すると認めるときには認可し、規約変更認可通知書(様式第7号)により代表者に通知するものとする。

(認可の取消し)

第12条 市長は、認可を受けた地縁による団体が、法第260条の2第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

(補則)

第13条 この要領の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年2月6日から施行する。

この要領は、令和3年11月26日から施行する。

○浦安市地縁団体認可事務処理要領逐条解説

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2の規定に基づき、町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下「地縁による団体」という。)の認可に関し必要な事項を定めるものとする。

➤自治会の地縁団体認可については、地方自治法(以下「法」)260条の2により規定されています。この要領は、法の関係条項に定められている認可申請、審査、告示といった事項について、具体的な事務処理の基準や書式を定めるものです。

(申請)

第2条 認可を受けようとする地縁による団体の代表者は、認可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 規約
- (2) 認可の申請をすることについて、総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員の名簿
- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- (5) 申請者が代表者であることを証する書類

➤法260条の2第1項に、認可地縁団体の要件が規定されています。また法施行規則(以下「規則」)18条には、申請の際に添付しなければならない書類が定められています。

要領2条では、それらの要件を確認するために、申請書の書式と必要な添付書類を定めています。

(審査)

第3条 市長は、前条の申請を受けたときは、次に掲げる内容に留意して審査を行うものとする。

- (1) 前条第1号の規約には、次に掲げる事項が規定されていること。
 - ア 目的
 - イ 名称
 - ウ 区域
 - エ 主たる事務所の所在地
 - オ 構成員の資格に関する事項
 - カ 代表者に関する事項
 - キ 会議に関する事項
 - ク 資産に関する事項
- (2) 前条第2号の議決をしたことを証する書類とは、議長及び議事録署名人の署名及び押印のある総会の議事録の写しその他総会で認可申請を議決したことを確認できる書類であること。
- (3) 前条第3号の構成員の名簿には、年齢又は性別を問わず地縁による団体のすべての構成員の住所及び氏名のほか、法人等を賛助会員等としている場合には、その法人の所在地、名称及び代表者氏名の記載があること。
- (4) 前条第4号の地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類とは、前年度の事業活動報告書、収支報告書その他具体的に活動の内容がわかるものであること。
- (5) 前条第5号の代表者であることを証する書類とは、代表者を申請者に選任した総会議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名及び押印のあるもの並びに申請者が代表者になることを承諾した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名及び押印のあるものであること。

➤法260条の2第2項には、規約に定めておかなければならない事項が規定されています。また、規則18条各項には、添付しなければならない書類が定められています。

要領第3条では、法および規則に定められたとおりの申請書類が添付されているかという視点で審査するために必要な事項を定めています。

(認可)

第4条 市長は、第2条の申請があった場合において、当該申請者が法第260条の2第2項各号に掲げる要件を具備しているときには、これを認可しなければならない。

2 市長は、前項の認可をしたときには、認可通知書(様式第42号)により代表者に通知するものとする。

➤法260条の2第2項各号の要件を満たしている申請に対しては、認可しなければなりません。(法260条の2第5項)

(認可の告示)

第5条 市長は、前条第1項の認可をしたときは、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「規則」という。)第19条第1項第1号に規定する場合に該当する旨を明示したうえで、遅滞なく当該地縁による団体に係る次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- (7) 代理人の有無(代理人がある場合には、その氏名及び住所)
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

➤法260条の2第10項により、市長は認可した旨を告示しなければなりません。規則19条では、告示する内容が規定されており、要領第5条では、その内容を定めています。

(告示事項の変更)

第6条 認可を受けた地縁による団体は、前条の告示事項に変更があったときは、告示事項変更届出書(様式第3号)に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、規則第19条第1項第5号に規定する場合に該当する旨を明示したうえで、遅滞なく当該地縁による団体に係る次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名及び住所
- (4) 告示事項のうち、変更があった事項及びその内容

➤法260条の2第11項により、前条での告示事項に変更があった際には、市へ届出なければなりません。また、規則19条第1項第5号により、市長はそれを遅滞なく告示することとされています。

(解散の告示)

第7条 認可を受けた地縁による団体が解散したときは、破産により解散した場合を除き、解散したことを証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、規則第19条第1項第3号に規定する場合に該当する旨を明示したうえで、遅滞なく当該地縁による団体に係る次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 区域
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 清算人の氏名及び住所
- (5) 解散事由
- (6) 解散年月日

➤法260条の2第11項により、前条での告示事項に変更があった際には、市長へ届出なければなりません。(解散も告示事項の変更となります)また、規則19条第1項第3号により、市はそれを遅滞なく告示することとされています。

(清算完了の告示)

第8条 前条の地縁による団体が清算の終了をしたときは、清算が終了したことを証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前条の届出を受理したときは、規則第19条第1項第3号に規定する場合に該当する旨を明示したうえで、遅滞なく当該地縁による団体に係る次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 区域
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 清算人の氏名及び住所
- (5) 清算終了年月日

➤法260条の33により、認可地縁団体の清算人は、清算終了後その旨を市長へ届け出ることとなっています。また、規則19条第1項第4号により、市はそれを遅滞なく告示することとされています。

なお、認可地縁団体が解散したのち、法260条の23により、清算（事業の終了、資産の帰属者への分配）の手続きが終了するまでは、認可地縁団体は存続するものとされますが、清算に係る事務以外は行うことはできません。

(地縁団体台帳の作成)

第9条 市長は、第5条から前条までに掲げる告示事項を記載した地縁団体台帳（様式第4号）を作成しなければならない。

➤規則21条第2項により、市長は規則19条に掲げる事項（要領5～8条の各項目と同内容）を記載した台帳を作成し、法260条の2第12項並びに規則20条第1項の申請があった際には、証明書を発行することとなっています。

そのため、要領9条では、台帳を作成することを明記し、様式を定めています。

(告示事項証明書の交付)

第10条 第5条から第8条までの規定により告示した事項の証明書の交付を受けようとする者は、告示事項証明書交付請求書（様式第5号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、地縁団体台帳の写しの末尾に原本と相違ない旨を記載した証明書を交付しなければならない。

➤規則 21 条第 2 項により、市長は規則 19 条に掲げる事項（要領 5～8 条の各項目と同内容）を記載した台帳を作成し、法 260 条の 2 第 12 項並びに規則 20 条第 1 項の申請があった際には、証明書を発行することとなっています。

そのため、要領 10 条第 1 項では申請様式を定め、第 2 項では規則 21 条第 2 項に規定のある、証明書の末尾に原本と相違ない旨を記載することを明記しています。

なお、告示事項証明書の発行にあたっては、浦安市手数料条例に定める手数料を徴収します。

（規約の変更）

第 11 条 認可を受けた地縁による団体が、規約を変更しようとするときは、規約変更認可申請書(様式第 6 号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請し、認可を受けるものとする。

- (1) 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- (2) 規約変更を総会で議決したことを証する書類

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容の審査を行い、要件に該当すると認めるときには認可し、規約変更認可通知書(様式第 7 号)により代表者に通知するものとする。

➤法 260 条の 3 第 2 項では、認可地縁団体が規約を変更する際には、市長の認可が必要な旨が規定されています。要領 11 条では、市長へ規約変更の認可を申請する様式、必要な添付書類、認可を通知する様式を定めています。

なお、法 260 条の 3 第 1 項により、認可地縁団体が規約変更を使用とする場合には、市長へ申請する前に総会による議決が必要とされており、議決には総構成員の四分の三または、変更前の規約に定めのある同意を得る必要があります。

（認可の取消し）

第 12 条 市長は、認可を受けた地縁による団体が、法第 260 条の 2 第 2 項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

➤法 260 条の 2 第 14 項により、市長は、法第 260 条の 2 第 2 項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができます。

様式

様式第1号(第2条関係)

●●年●●月●●日

(宛先) 浦安市長

事務所の所在地がその団体の所在地となります。「代表者の自宅に住所を置く」とすることもできますが、自治会集会所など、会員の活動拠点の住所とすることが一般的です。

認可を受けようとする地縁による団体
名称及び主たる事務所の所在地

名称 ○○○○自治会

所在地 浦安市猫実〇丁目〇番〇号

代表者の氏名及び住所

氏名 浦安 太郎

住所 浦安市猫実〇丁目〇番△号

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

(別紙書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

様式第 2 号(第 4 条関係)

浦地第●●●号

■■年■■月■■日

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 ○○○○自治会

所在地 浦安市猫実〇丁目〇番〇号

代表者の氏名及び住所

氏名 浦安 太郎

住所 浦安市猫実〇丁目番△号

認 可 通 知 書

●●年●●月●●日付けで申請のあった地域的な共同活動を円滑に行うための認可申請については、地方自治法第 260 条の 2 第 5 項の規定により認可する。

浦安市長



様式第3号(第6条関係)

▲▲年▲▲月▲▲日

(宛先) 浦安市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 ○○○○自治会

所在地 浦安市猫実○丁目○番○号

代表者の氏名及び住所

氏名 浦安 太郎

住所 浦安市猫実●丁目■番▲号

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

退任:浦安 太郎 → 就任:自治 次郎

2 変更の年月日

▲▲年▲▲月▲▲日

3 変更の理由

代表者任期満了に伴う変更

様式第4号(第9条関係)

地 縁 団 体 台 帳

枚数	名称 〇〇〇〇自治会		代表者に関する事項	年 月 日	年 月 日
	■■年■■月■■日認可 ■■年■■月■■日告示			原因	原因
	■■年■■月■■日認可 ■■年■■月■■日告示			告示年月日	告示年月日
	年 月 日認可 年 月 日告示			年 月 日	年 月 日
	主たる事務所 浦安市猫実〇丁目〇番〇号			年月日告示	年月日告示
	■■年■■月■■日認可 ■■年■■月■■日告示			年 月 日	年 月 日
	年 月 日 年 月 日告示			年月日告示	年月日告示
	年 月 日 年 月 日告示			年 月 日	年 月 日
	代表者に関する事項	年 月 日	年 月 日	年月日告示	年月日告示
		原因	原因	年月日告示	年月日告示
	浦安太郎	■■年■■月■■日	▲▲年▲月▲日	年月日告示	年月日告示
		就任	退任	年月日告示	年月日告示
	自治次郎	■■年■■月■■日	▲▲年▲月▲日	年 月 日	年 月 日
		就任	年月日告示	年月日告示	年月日告示
		年 月 日	年 月 日	年月日告示	年月日告示
		年 月 日	年 月 日	認可 年 月 日 ■■年■■月■■日	
		年月日告示	年月日告示	台帳を起こした年月日 (認可告示日) ■■年■■月■■日	

名称等欄 丁

様式第4号—2(第9条関係)

名 称	〇〇〇〇自治会	
規 約 に 定 め る 目 的		
地域防災及び防犯活動		
美化・清掃等区域内の環境整備		
住民相互の連携及び親睦活動		
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
□□□□□□□□□□		
△△△△△△△△△△		

目的欄 丁

様式第4号—4(第9条関係)

名 称	〇〇〇〇自治会	
そ の 他 の 事 項		
1. 〇〇〇〇集会所 100 m ² 浦安市〇丁目〇番〇号		
◎◎年◎月◎日 取得		
2. 資源回収用軽自動車 1台 〇〇年〇月〇日登録		
取得額〇〇万円		
3. ……		
7. ▼▼年▼月▼日 解散		

その他欄 丁

様式第 5 号(第 10 条関係)

告示事項証明書交付請求書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 浦安市長

請求者

住所 浦安市猫実●丁目■番▲号

氏名 自治 次郎

地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定により, 下記の地縁による団体に係る告示事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 地縁による団体

名 称	<u>〇〇〇〇自治会</u>
主たる事務所の所在地	<u>浦安市猫実〇丁目〇番〇号</u>

2 必要枚数

1枚

様式第 6 号(第 11 条関係)

□□年□□月□□日

(宛先) 浦安市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○○○自治会

所在地 浦安市猫実〇丁目〇番〇号

代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所

氏 名 自治 次郎

住 所 浦安市猫実●丁目■番▲号

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

(別紙書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

様式第7号(第11条関係)

浦地第◆◆◆号

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 **〇〇〇〇自治会**

所在地 **浦安市猫実〇丁目〇番〇号**

代表者の氏名及び住所

氏名 **自治 次郎**

住所 **浦安市猫実●丁目■番▲号**

規約変更認可通知書

□□年□□月□□日付けで申請のあった規約の変更については、地方自治法第260条の3第2項の規定により認可する。

浦安市長



○認可地縁団体規約（例）

○○○自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- ①区域内の住民相互の連絡及び親睦
- ②美化・清掃等区域内の環境の整備
- ③防犯・防災並びに生活環境の向上
- ④集会施設の維持管理
- ⑤保有資産の維持管理
- ⑥その他、本会の目的を達成するために必要なこと

(名称)

第2条 本会は、○○○自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、浦安市○○◎番●号から□番■号までの区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、浦安市○○□番■号（○○○自治会集会所）におく。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2. この会の活動を賛助する団体及び法人は、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は会長に申し込むものとする。

2. 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- ① 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- ② 本人より退会届が会長に提出された場合

2. 会員が死亡しまたは失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(抛出金品の不返還)

第9条 退会した会員がすでに納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類別)

第10条 この会に、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 ○名
- ③ その他の役員 ○名
- ④ 会計 ○名
- ⑤ 監事 ○名

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2. 監事と会長、副会長及びその他役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3. 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4. 監事は、次に掲げる業務を行う。

- ① 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- ② 会長、副会長及びその他の役員業務の執行状況を監査すること。
- ③ 会計及び資産の状況又は業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- ④ 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第13条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めたとき。
- ② 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- ③ 第12条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第22条 会員は総会において各々1個の表決権を有する。

2. 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- ①前年度の事業報告と決算
- ②新年度の事業計画と予算
- ③役員を選出
- ④その他通常の事項

(総会の書面表決)

第23条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 同項の規定による書面の表決に代えて、次の各号による電磁的方法により表決することができる。

- ①電子メール等により送信する方法
 - ②ウェブサイト、アプリケーションを利用する方法
 - ③ディスク、USB、メモリ等に情報を格納し、交付する方法
3. 前2項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 会議の日時および場所
- ② 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- ③ 開催目的、審議事項及び議決事項
- ④ 議事の経過の概要及びその結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ①総会に付議すべき事項
- ②総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2. 会長は、役員 $\frac{1}{3}$ 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつときは、その請求のあつた日から30日以内に役員会を招集しなければならない。

3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 別に定める財産目録記載の資産
- ② 会費
- ③ 活動に伴う収入
- ④ 資産から生ずる果実
- ⑤ その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、浦安市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附則

- 1 この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この規約の施行と同時に〇〇〇自治会規約は、廃止する。
- 3 この会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 4 この会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇〇年〇月〇日までとする。
- 5 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て定める。

○認可地縁団体規約（例） 解説

○○○自治会規約（または会則など）

【解説】規約の名称には特に制約はありませんが、通常は第2条に定める会の名を使います。

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- ①区域内の住民相互の連絡及び親睦
- ②美化・清掃等区域内の環境の整備
- ③防犯・防災並びに生活環境の向上
- ④集会施設の維持管理
- ⑤保有資産の維持管理
- ⑥その他、本会の目的を達成するために必要なこと

【解説】「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。（法260条の2）

上記を含めて、その自治会の目的に沿って必要な事項があれば自主的に定めて下さい。ただし、規約の改正は総会の議決を必要としますので、あまり細かく規定しないほうがよいでしょう。

(名称)

第2条 本会は、○○○自治会と称する。

【解説】この名称は町の名前や地域の名前に「自治会」をつけるのが一般的です。

(区域)

第3条 本会の区域は、浦安市○○◎番●号から□番■号までの区域とする。

【解説】地縁による団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があります。（法260条の2）字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものです。または「○○○の区域とする」でもよいです。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、浦安市〇〇〇番■号（〇〇〇自治会集会所）におく。

【解説】この表示は住所のみでもよく、上記のように建物の名称でもかまいません。「会長の自宅に置く」とした場合は会長の個人名はつけません。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2. この会の活動を賛助する団体及び法人は、賛助会員となることができる。

【解説】

(1)従来、自治会への加入は世帯単位(1世帯1会員)で行われていたのが実情だと思われます。しかし、法人化のための規約では、法令により加入は個人単位とします。(法260条の2)この点が「第22条会員の表決権」や、別に定める必要がある「会費の額」などにも関係してきます。

(2)加入希望者の年齢や性別、国籍を会員資格に加えることはできません。

(3)区域に住所を有する法人や団体は、会員とはなれませんが、別途規定を設けることで表決権のない賛助会員とすることは可能です。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【解説】会費の徴収単位や金額の具体的な定めはこの規約本文ではなく、総会の議決事項か、または別に定める細則に移すことが適当です。規約本文に定めると変更の際の手続きが煩雑になります。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は会長に申し込むものとする。

2. 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

【解説】入会手続きは、入会希望者の入会の意思が自治会として確認できることが必要で、別途入会申込書を提出させるのも良いでしょう。また、入会に際しては、いかなる意味においても制約を課するようなものとするとは認められません。

第2項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、自治会の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると客観的に認められる場合をいい、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られます。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- ① 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - ② 本人より退会届が会長に提出された場合
2. 会員が死亡または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(抛出金品の不返還)

第9条 退会した会員がすでに納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

【解説】退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められません。会費未納が長期になる会員の資格取扱いなどは、必要により細則に定めますが、この場合は慎重な取扱いが必要です。

第3章 役員

(役員の種類)

第10条 この会に、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 〇名
- ③ その他の役員 〇名
- ④ 会計 〇名
- ⑤ 監事 〇名

【解説】役員は、会長、副会長とともに役員会を構成します。「会計監査」では業務執行状況の監査が対象外となるため、「監事」とします。

(法260条の5、11、12関連)

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2. 監事と会長、副会長及びその他役員は、相互に兼ねることはできない。

【解説】 監事は会務の執行を監査する役職上、他の役員と兼務することは避ける必要があります。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3. 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4. 監事は、次に掲げる業務を行う。

① 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

② 会長、副会長及びその他の役員業務の執行状況を監査すること。

③ 会計及び資産の状況又は業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

④ 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

【解説】 第10条で、必要に応じて役員を定めた場合、第12条で職務を明確にしておく必要があります。

(役員任期)

第13条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【解説】 役員任期は法律上特に規定は無く、自主的に定めていただくことができます。短くて1年、長くて4年程度にするのが適当です。

第4章 総会

(総会の種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

【解説】「通常総会」の名称は、「定期総会」でもかまいません。認可地縁団体では、第15条の会員とは、個人を指します。しかしながら、多くの自治会では、従来、世帯単位で表決権をもつ運営がされています。第22条では、世帯単位で表決できる事項を定めています。

第16条の重要な事項の議決については、事業報告及び決算の承認、事業計画及び予算の決定などがあります。

(法260条の13、14関連)

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めたとき。
- ② 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- ③ 第12条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【解説】総会は、少なくとも毎年1回は開催する必要があります。開催時期は決算終了後3ヶ月以内とし、事業報告及び決算報告を行います。

5分の1の数は、規約によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意しなければなりません。

(法260条の14関連)

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】 総会の招集通知は地方自治法の規定により、少なくとも5日前までにしなければなりません。

(法260条の14、15関連)

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

【解説】 「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることもできます。

(総会の定足数)

第20条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【解説】 定足数、議決数には、第23条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。

「可否同数のときは、議長の決するところによる」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。

(会員の表決権)

第22条 会員は総会において各々1個の表決権を有する。

2. 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- ①前年度の事業報告と決算
- ②新年度の事業計画と予算
- ③役員を選出
- ④その他通常の事項

【解説】

(1) 表決権は、会員1人1票を原則とします。しかし、従来の自治会活動では、世帯単位で表決権を有する運営が行われていることが多いため、本条第2項のように1世帯1票と定めることができます。(世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。)

(2) 未成年の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意または代理により行使することとなります。

(3) 「その他通常の事項」には、規約変更、財産処分、解散の議決など、団体の運営上重要な事項は該当しません。(法260条の18関連)

(総会の書面表決)

第23条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面及び電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 同項の規定による書面の表決に代えて、次の各号による電磁的方法により表決することができる。

①電子メール等により送信する方法

②ウェブサイト、アプリケーションを利用する方法

③ディスク、USB、メモリ等に情報を格納し、交付する方法

3. 前2項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

2. 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 会議の日時および場所

② 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

③ 開催目的、審議事項及び議決事項

④ 議事の経過の概要及びその結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

【解説】定足数、議決数については、第23条第2項により書面**表決及び電磁的方法による表決**を行った会員及び委任により代理行使を行った会員を含めなければなりません。

また、総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するために、議事録を作成する必要があります。議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請時に必要となります。

(法260条の18関連)

第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

①総会に付議すべき事項

②総会の議決した事項の執行に関する事項

③その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2. 会長は、役員¹の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつときは、その請求のあつた日から30日以内に役員会を招集しなければならない。

3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

【解説】団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には難しいため、役員会において実務執行に関する事項等を決定することが適当と考えられます。

監事は会務の執行を監査する職務上、役員会の構成員になることはできず、表決権はありませんが、会議に出席したり、事業に参加したりすることは可能です。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 別に定める財産目録記載の資産
- ② 会費
- ③ 活動に伴う収入
- ④ 資産から生ずる果実
- ⑤ その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

【解説】 財産目録は設立時及び毎年度初めに作成しなければなりません。

財産は、流動資産・固定資産を問わず全ての資産です。資産を管理し、経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられますが、団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の議決を要します。処分のために総会の議決を要する資産については、予め決定しておく必要があります。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

【解説】通常総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に一回行うのが通例です。会計年度終了後から通常総会までの間の予算の執行は、実務上第34条第2項のように定めておくことが適当です。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

【解説】会計年度は、

「毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる」又は、

「毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる」とするのが一般的です。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、浦安市長の認可を受けなければ変更することができない。

【解説】規約の変更は総会の専権事項です。規約変更をする場合は、市役所地域振興課に変更箇所の審査を受けたうえで、総会にご提出ください。また、総会で議決後、市役所地域振興課へ「規約変更認可申請書」をご提出ください。

規約の変更は市長の認可を受けなければその効力を生じません。

なお、総会議決数の「4分の3以上」の定数を「2分の1以上」等に変更することは可能ですが、このような重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

【解説】解散事由は次のとおりです。

- ① 破産
- ② 認可の取り消し
- ③ 総会の決議
- ④ 構成員の欠乏

なお、これらの他に特別な解散事由を定めることも可能です。

第2項について、議決定数の趣旨は規約変更の場合と同様です。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

【解説】 残余財産の営利団体への寄付、会員への分配は適当ではないので、このように定めておくことが適当です。

議決定数は変更可能です。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

【解説】 第41条において、規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決が必要です。個別事項ごとに委任の議決を経る必要はありません。

細則としては、「入会及び退会規則」、「会費徴収規則」、「弔慰金規則」、「会計規則」などが挙げられます。

附則

- 1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この規約の施行と同時に〇〇〇自治会規約は、廃止する。
- 3 この会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 4 この会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立認可の日から令和〇〇年〇月〇日までとする。
- 5 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て定める。

【解説】附則第1項は、認可年月日から施行する場合があります。したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第3項、第4項を定めることが適当です。

既存の自治会では、法人化に際して従来規約を廃止する必要があるために第2号のような事項が附則に必要となります。

第1項は、「浦安市長の認可の日から施行する」としてもかまいません。

○浦安市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明に関し必要な事項を定めることにより、認可地縁団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者が選任されているときは、その者とする。

- (1) 裁判所の選任する職務代行者
- (2) 法第260条の9の規定による仮代表者
- (3) 法第260条の10の規定による特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25の規定による清算人

(登録の申請)

第3条 前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者(以下「代表者等」という。)であって、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものは、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、書面により、自ら市長に申請しなければならない。

2 前項の書面には、浦安市印鑑条例(昭和52年条例第10号)第6条の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑(代表者が市内に住所を有しない場合にあっては、当該代表者等の住所地の市町村(特別区を含む。)に登録されている印鑑。以下「個人印鑑」)を押印しなければならない。

(登録)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る書面に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項の規定により作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票に登録するものとする。

(登録印鑑の制限)

第5条 登録を受けることができる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体について1個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
 - (2) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
 - (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの
- (登録事項)

第6条 市長は、第4条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票に、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 印影
 - (2) 登録番号
 - (3) 登録年月日
 - (4) 認可地縁団体の名称
 - (5) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
 - (6) 認可地縁団体の認可年月日
 - (7) 代表者等の第2条に規定する登録資格の区分
 - (8) 代表者等の氏名
 - (9) 代表者等の生年月日
 - (10) 代表者等の住所
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、当該認可地縁団体印鑑を押印した書面により、自ら市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項との照合その他の審査を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、併せて次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (3) 代表者等の第2条に規定する登録資格の区分
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 市長は、前項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により認可地縁団体印鑑登録原票を複写するものとする。

3 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(登録事項の修正)

第9条 市長は、法第260条の2第11項の規定による届出により認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更が生じたときは、第11条第1項及び第2項の規定により登録を抹消する場合を除き、職権によりこれを修正するものとする。

(登録の廃止の申請)

第10条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合には、当該認可地縁団体印鑑を押印した書面により、直ちに自ら市長に対して申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失したときは、前項の規定にかかわらず、代表者等の個人印鑑を押印した書面により、直ちに自ら市長に対して当該認可地縁団体印鑑の登録廃止を申請しなければならない。

(登録の抹消)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、当該書面に記載されている事項等について審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

2 市長は、第1項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたことを知ったとき。

(2) 地方自治法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき。

(3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により、認可地縁団体印鑑として不適当と市長が認めることとなったとき。

(4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。

3 市長は、前項第3号又は第4号により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、直ちにその旨を当該認可地縁団体印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。

(代理人による申請)

第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。

2 前項の場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするもの」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものの代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項中及び第10条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(浦安市行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例の規定に基づく認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する処分については、浦安市行政手続条例(平成8年条例第1号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

浦安市認可地縁団体印鑑条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定めることにより、認可地縁団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、この条例を制定する目的が、市が認可し地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明について、申請手続きなどの必要な事項を定めることにより、認可地縁団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することであることを明記しています。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者が選任されているときは、その者とする。

- (1) 裁判所の選任する職務代行者
- (2) 法第260条の9の規定による仮代表者
- (3) 法第260条の10の規定による特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25の規定による清算人

【解説】

本条は認可地縁団体印鑑の登録が可能な者について定めています。

(参考)

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(平一八法五〇・追加)

(登録の申請)

第3条 前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録を受けすることができる者（以下「代表者等」という。）であって、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものは、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、書面により、自ら市長に申請しなければならない。

2 前項の書面には、浦安市印鑑条例（昭和52年条例第10号）第6条の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑（代表者等が市内に住所を有しない場合にあっては、当該代表者等の住所地の市町村（特別区を含む。）に登録されている印鑑。以下「個人印鑑」という。）を押印しなければならない。

【趣旨】

本条は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする場合の申請方法について定めています。

【解説】

<第1項関係>

認可地縁団体の代表者等が認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする場合は、自ら認可地縁団体印鑑を持参し、認可地縁団体印鑑登録申請書(第1号様式)によ

り、市長に対して登録の申請をしなければなりません。なお、第12条の規定により代理人の申請も認められています。

<第2項関係>

認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする認可地縁団体の代表者等は、認可地縁団体印鑑登録申請書に、浦安市印鑑条例に登録されている代表者等の個人の印鑑を押印し、申請しなければなりません。

(登録)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者であることを確認するとともに、当該申請に係る書面に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票に登録するものとする。

【解説】

申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者であることを確認するとともに、当該申請者に係る申請書に記載されている事項等について、地縁団体台帳の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票に登録しなければなりません。

(登録印鑑の制限)

第5条 登録を受けることができる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体について1個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの

【趣旨】

本条は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑の形状などの制限について定めています。

【解説】**<第1項関係>**

認可地縁団体印鑑として登録できる数は、1団体について1個となっています。

<第2項関係>

認可地縁団体印鑑として登録できる印鑑は、第1号から第4号のいずれにも該当しないものでなければなりません。

(登録事項)

第6条 市長は、第4条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票に、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 認可地縁団体の名称
- (5) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (6) 認可地縁団体の認可年月日
- (7) 代表者等の第2条に規定する登録資格の区分
- (8) 代表者等の氏名
- (9) 代表者等の生年月日
- (10) 代表者等の住所
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

【趣旨】

本条は、市長が申請を受けて認可地縁団体印鑑を登録する場合に、認可地縁団体印鑑登録原票に記載する項目について定めています。

【解説】

市長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けた場合は、認可地縁団体印鑑登録原票(第2号様式)に第1号から第11号に定める項目を登録しなければなりません。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、当該認可地縁団体印鑑を押印した書面により、自ら市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項との照合その他の審査を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

【趣旨】

<第1項>

本条は、認可地縁団体印鑑の登録を受けている者が、認可地縁団体の登録について証明書の交付を受けようとする手続きについて定めています。

<第2項>

本条は、市長が認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合の取り扱いについて定めています。

【解説】

<第1項>

認可地縁団体印鑑の登録を受けている者が、認可地縁団体印鑑の登録について証明書の交付を受けようとするときは、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(第3号様式)に認可地縁団体印鑑を押印して市長に申請しなければなりません。なお、第12条の規定により代理人の申請も認められています。

<第2項>

市長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けている者から認可地縁団体印鑑の登録についての証明書の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項との照合その他の審査を行い、当該申請が適正であることを確認した上、認可地縁団体印鑑登録証明書(第4号様式)により証明書を交付します。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (3) 代表者等の第2条に規定する登録資格の区分
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 市長は、前項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により認可地縁団体印鑑登録原票を複写するものとする。

3 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

【解説】

<第1項>

認可地縁団体印鑑登録証明書に第1号から第5号に定める項目を記載しなければなりません。

<第2項>

認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たって、特に印影の写しが鮮明になるような方法により、認可地縁団体印鑑登録原票を複写して行います。

<第3項>

認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、認可地縁団体印鑑登録証明書の末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の写しと相違ない旨を記載します。

(登録事項の修正)

第9条 市長は、法第260条の2第11項の規定による届出により認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更が生じたときは、第11条第1項及び第2項の規定により登録を抹消する場合を除き、職権によりこれを修正するものとする。

【趣旨】

本条は、認可地縁団体印鑑登録原票の記載内容に変更が生じた場合の取り扱いについて定めています。

【解説】

地方自治法第260条の2第10項の規定によって告示した事項に変更が生じた場合は、地方自治法第260条の2第11項の規定により市長に届け出をしなければなりません。市長は、地方自治法第260条の2第11項の規定による変更の届け出を受けたことによって、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更が生じた場合は、職権により修正することになっています。ただし、認可地縁団体印鑑を抹消する場合を除いています。

(登録の廃止の申請)

第10条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合には、当該認可地縁団体印鑑を押印した書面により、自ら市長に申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、直ちに個人印鑑を押印した書面により、自ら当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を市長に申請しなければならない。

【要旨】

本条は、認可地縁団体印鑑の登録を廃止する場合の取り扱いについて定めています。

【解説】**<第1項・第2項関係>**

認可地縁団体印鑑の登録を受けている者が、認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（第5号様式）に認可地縁団体登録印鑑を押印し、市長に申請をしなければなりません。また、認可地縁団体印鑑の登録を受けている者が、登録している認可地縁団体印鑑を亡失したときは、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に認可地縁団体の代表者等の個人印鑑を押印し、登録の廃止を市長に申請しなければなりません。

なお、第12条の規定により代理人の申請も認められています。

(登録の抹消)

- 第11条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該書面に記載されている事項等について審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。
- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたとき。
 - (2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき。
 - (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により、市長が認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたとき。
- 3 市長は、前項第3号又は第4号に該当することにより認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、直ちにその旨を当該認可地縁団体印鑑の登録を受けていた者に通知するものとする。

【趣旨】

本条は、認可地縁団体印鑑の登録を抹消する場合の取り扱いについて定めています。

【解説】**<第1項>**

市長は、第10条の届け出があったときは、書面に記載されている事項等について審査した上、認可地縁団体印鑑の登録を抹消します。

<第2項>

市長は、第2項第1号から第4号に該当する場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消します。

<第3項>

市長は、第2項第3号又は第4号の規定により、認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、認可地縁団体印鑑の登録を受けていた者に対して、認可地縁団体印鑑登録抹消通知(第6号様式)により通知します。

(代理人による申請)

第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体については、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。

2 前項の場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするもの」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものの代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項及び第10条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

【趣旨】

本条は、認可地縁団体の代表者等に代理人を置いている場合の申請や届け出等の手続きについて定めています。

【解説】

認可地縁団体の代表者等に地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体については、認可地縁団体印鑑を登録している者から委任を受けた旨を証した書類を添えて、この条例に基づく申請を代理人により行うことができます。

(質問調査)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができるものとする。

【要旨】

本条は、市長が認可地縁団体印鑑の登録や証明について、質問や調査する権利があることを定めています。

【解説】

市長は第7条第2項の規定により申請が適正であるかどうか判断しなければならないことから、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関して、必要性があれば、関係者に対する質問や必要な事項について調査することができます。

(閲覧の禁止)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

【趣旨】

本条は、認可地縁団体印鑑の登録原票などの書類の閲覧について定めています。

【解説】

認可地縁団体印鑑登録原票や認可地縁団体印鑑に関する書類は、閲覧することができません。

(浦安市行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例及びこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、浦安市行政手続条例（平成8年条例第1号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、本条例の規定と浦安市行政手続条例の規定との関係について定めています。

【解説】

認可地縁団体印鑑登録の抹消など、本条例の規定による処分については、浦安市行政手続条例（平成8年条例第1号）第2章に定める「申請に対する処分」及び第3章に定める「不利益処分」のいずれも、適用されないと定めています。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、本条例の施行の際に必要な規定として、浦安市認可地縁団体印鑑条例施行規則を定めています。

浦安市認可地縁団体印鑑条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市認可地縁団体印鑑条例（令和2年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第3条第1項に規定する申請は、認可地縁団体印鑑登録申請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には、条例第3条第2項の規定により押印する代表者等の個人の印鑑に係る発行後3か月以内の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(本人等の確認)

第3条 条例第3条第1項、第7条第1項、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定による申請の際には、官公署の発行した免許証、許可書又は身分証明書等で本人の写真を貼付したもの等を提示させて本人であることを確認するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票)

第4条 条例第4条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票は、認可地縁団体印鑑登録原票（別記第2号様式）によるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請)

第5条 条例第7条第1項の規定による申請は、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（別記第3号様式）により行うものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第6条 条例第7条第2項の規定による交付は、認可地縁団体印鑑登録証明書（別記第4号様式）により行うものとする。

(登録の廃止の申請)

第7条 条例第10条第1項又は第2項に規定する申請は、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（別記第5号様式）により行うものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消及び保管)

第8条 条例第11条第1項又は第2項の規定により抹消した認可地縁団体印鑑登録原票は、その年月日及び理由を付し、除票として保管するものとする。

2 条例第11条第3項の規定による通知は、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

(文書の保存期間)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する文書の保存期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 認可地縁団体印鑑の登録を抹消された認可地縁団体印鑑登録原票 抹消された日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年

- (2) その他の書類 申請又は届出のあった日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して2年

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

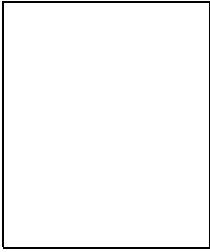
第 1 号様式 (第 2 条第 1 項)

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

浦安市長

様

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地		
	登録資格		
	ふりがな		生年月日
	氏名	⑩	年 月 日
	住所		

(注意事項)

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。			
申請者	1 本人	2 代理人	
		代理人の住所	
		氏名	
		氏名	印

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて持参してください。
- 登録資格欄は、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 氏名欄には、市町村（特別区を含む。）において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください。
- 申請者欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が代理人の場合は、住所及び氏名を記載してください。

第2号様式 (第4条)

認可地縁団体印鑑登録原票

		登録年月日	年	月	日
登録番号		認可年月日	年	月	日
		抹消年月日	年	月	日
		抹消した理由			

印影	認可地縁団体の名称				
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地				
	登録資格		生年月日	年 月 日	
	氏名				

代表者等の住所					
代理人	氏名				
	住所				
登録事項の修正		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
備考					

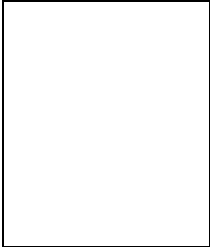
第3号様式 (第5条)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

浦安市長

様

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地		
	登録資格		
	ふりがな		生年月日
	氏名		年 月 日
	住所		

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 枚の交付を申請します。

申請者 1 本人 2 代理人

代理人の住所

氏名

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録資格欄は、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 申請者欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が代理人の場合は、住所及び氏名を記載してください。

第4号様式（第6条）

認可地縁団体印鑑登録証明書

印影	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	登録資格		生年月日	年 月 日
	氏名			

この写しは、認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

浦安市長



第5号様式 (第7条)

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

浦安市長

様

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地		
	登録資格		
	ふりがな		生年月日
	氏名	Ⓜ	年 月 日
	住所		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 1 本人 2 代理人

代理人の住所

氏名

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録資格欄は、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失した場合は、市町村(特別区を含む。)において登録されている代表者等の個人の印鑑を氏名欄に押印してください。
- 申請者欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が代理人の場合は、住所及び氏名を記載してください。

第6号様式（第8条第2項）

認可地縁団体印鑑登録抹消通知書

第 年 月 日 号

様

浦安市長



認可地縁団体印鑑の登録を下記のとおり抹消したので、通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 抹消年月日 年 月 日
- 4 抹消した理由



【浦安市自治会法人化の手引き】

発行：浦安市市民経済部地域振興課

〒279-8501

浦安市猫実一丁目1番1号（浦安市役所本庁舎内）

電話：047-712-6246

FAX：047-351-8600

Eメール：chiikinet@city.urayasu.lg.jp